

越谷市自動体外式除細動器（A E D）貸出要領

越谷市消防局

越谷市自動体外式除細動器（AED）貸出要領

（趣旨）

第1条 この要領は、越谷市が所管する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

（所管課）

第2条 AEDの貸出しに必要な手続き等は、越谷市消防局救急課（以下「救急課」という。）が行うものとする。

（貸出対象団体）

第3条 AEDを貸出すことのできる団体は、越谷市内（以下「市内」という。）に住所を有する者が組織する団体又は市内に事業所を有する団体とする。

（貸出対象行事等）

第4条 AEDを貸出すことのできる行事等は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 越谷市が主催、共催、協賛又は後援する行事等
- (2) 市民が主催する営利を目的としない行事等
- (3) その他消防長が特に認めた行事等

（貸出要件）

第5条 AEDを貸出すことのできる要件は、医療従事者又は普通救命講習、上級救命講習その他これらに類する講習を修了した者を行事等の期間を通じて会場に配置することができる行事等とする。

（貸出の申請）

第6条 AEDの貸出しの承認を受けようとする者は、原則として貸出しを受けようとする日の3か月前から2週間前までの間に、越谷市自動体外式除細動器（AED）貸出申請書（第1号様式）で消防長に申請しなければならない。

（貸出の承認）

第7条 前条の規定により申請があったときは、これを審査し、適当と認める場合は、貸出しを受けようとする期間の1週間前までに、越谷市自動体外式除細動器（AED）貸出承認通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、救急課においてAEDの貸出しを受けることとする。

（貸出期間）

第8条 AEDの貸出期間は、行事等が開催される期間とする。ただし、行事等の実状を考慮し、行事等の開催日から起算して、前後3日を貸出し期間とすることができる。

（貸出費用）

第9条 AEDの貸出費用は、無償とし、貸出期間中におけるAEDの引取り、維持、修繕及び返納に要する費用は使用者が負担するものとする。ただし、AEDを心肺停止者に対して使用した際における電極パッド及び救急セット等の消耗品に係る費用は、越谷市がこれを負担する。

(遵守事項)

第10条 次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) AEDを常に良好な状態で保管しなければならない。
- (2) 第7条第1項に規定する貸出承認通知書の留意事項を遵守しなければならない。
- (3) AEDを処分し、又は目的以外に使用してはならない。
- (4) AEDを転貸し、又は譲渡してはならない。

(返納)

第11条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者からAEDを返納させるものとする。

- (1) AEDを必要としなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請があったとき。
- (3) 第5条の要件を満たさなくなったと認められるとき。
- (4) 前条の規定に違反したと認められるとき。
- (5) その他消防長が特に必要と認めるとき。

(使用報告)

第12条 使用者は、AEDを使用したときは、当該AEDを返納するときに、越谷市自動体外式除細動器(AED)使用報告書(第3号様式)を消防長に提出しなければならない。

(免責)

第13条 消防長は、AEDの使用により生じた事故又は貸出期間中における使用者の管理不備により生じた事故に対しては、その責任を負わない。

(事故報告)

第14条 使用者は、AEDを紛失し、又は破損等させた場合には、越谷市自動体外式除細動器(AED)紛失・破損等報告書(第4号様式)を消防長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者が故意又は過失によりAEDを紛失し、又は破損等させた場合には、現品又は相当と認める金額をもって賠償するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、AEDの貸出しに関し必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年(2018年)3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。